

## 神戸市地域自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日  
神戸市保健福祉局長決定

### (設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 に規定する関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場（以下「地域自立支援協議会」という。）を次項に定めるとおり、設置する。

2 神戸市（以下「市」という。）全体の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて主導的役割を担う協議を行うための場として、市に神戸市自立支援協議会（以下「市協議会」という。）を、各行政区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす協議を行うための場として、市の各行政区に区自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第 2 条 市協議会は運営協議会と専門職による支援グループで組織され、区協議会は全体会（ネットワーク）、作業部会、個別支援会議（ケア会議）、及び運営委員会で組織される。

2 市協議会及び区協議会は、専門的な事項について協議する必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

### (市協議会の所管事務)

第 3 条 市協議会のうち、運営協議会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から幅広く意見を求める場とする。

- (1) 市全体の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制の仕組みに関すること
- (2) 神戸市障害者相談支援センター運営要綱（平成 18 年 10 月神戸市保健福祉局長決定。以下「支援センター要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する、神戸市障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）の適正な運営を確保するための評価に関すること
- (3) 専門職による支援グループの運営及び調整に関すること
- (4) 区協議会の運営の基本に関すること
- (5) その他市全体で調整が必要な事項に関すること

2 市協議会のうち、専門職による支援グループは、区協議会からの依頼に基づき、障害者支援課長が選任した専門職を区協議会に派遣する。

3 専門職による支援グループの運営に関する事項は、神戸市地域自立支援協議会 専門職による支援グループ運営要領において定める。

(市協議会運営協議会の委員等)

第4条 市協議会のうち、運営協議会に参加する委員は、福祉、保健又は医療分野の関係者、地域団体、学識経験を有する者、障害者相談支援センター連絡協議会(神戸市障害者相談支援センター事業実施要領(平成18年10月神戸市保健福祉局長決定)第12条第1項に規定する連絡協議会をいう。)、及び神戸市関係職員のうちから、福祉局長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、8名以内とする。

3 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないものとする。

4 委嘱した委員が、運営協議会の議事内容等と関連があると認められる場合は、該当する議事からは除斥される。

5 福祉局長は、特定の事項について意見等を聴くことが必要と認めるときは、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、必要な議事を限定して、臨時に委員を委嘱することができる。

(市協議会における関係者の出席)

第4条の2 福祉局長は、特に必要があると認めるときは、市協議会のうち運営協議会又は専門分科会に、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(市協議会運営協議会の会長の指名等)

第5条 市協議会の運営協議会の会長は、福祉局長が委員の中から指名する。

2 会長は、運営協議会の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指定する。

(市協議会運営協議会の公開)

第6条 市協議会のうち、運営協議会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) その他公開することにより、当該運営協議会の公正又は円滑な進行に支障が生ずると認められる場合

2 運営協議会の傍聴に関して必要な事項は、福祉局副局長が別に定める。

(市協議会の庶務)

第7条 市協議会の庶務は、福祉局障害者支援課が担当する。

(区協議会の所管事務)

第8条 区協議会のうち、運営委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から幅広く意見を求める場とする。

- (1) 各行政区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制の仕組みに関すること
  - (2) 第2条第1項に規定する全体会(ネットワーク)、作業部会及び個別支援会議(ケア会議)の運営及び調整に関すること
  - (3) 各行政区内における相談支援のあり方に関すること
  - (4) 市協議会との調整に関すること
  - (5) その他各行政区内で調整が必要な事項に関すること
- 2 区協議会のうち、全体会(ネットワーク)、作業部会、個別支援会議(ケア会議)は、各行政区域内の実情に応じて、協議・運営をおこなうものとする。

(区協議会運営委員会の委員)

第9条 区協議会のうち、運営委員会に参加する委員は、地域団体、支援センターの各代表者及び市関係職員とする。

(区協議会運営委員会の委員長の指名等)

第10条 区協議会の運営委員会の委員長は、各区保健福祉部保健福祉課長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会の進行をつかさどる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(区協議会の庶務)

第11条 区協議会の庶務は、支援センター要綱第6条第1項第2号及び神戸市障害者相談支援センター事業実施要領第13条第1項の規定に基づき、各行政区域内の支援センターが行う。

2 各区保健福祉部は、その行政区域内にある支援センターが、区協議会の構成員との連携により適切に区協議会を運営することができるよう支援するものとする。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局副局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市地域自立支援協議会設置要綱(平成18年12月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。